

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

記

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積(m ²)
みやま市瀬高町大廣園字武士町2149番1	田	2411
みやま市瀬高町大廣園字武士町2149番2	田	1.13

2 農地を利用する権利の内容等

所在及び地番	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
みやま市瀬高町大廣園字武士町2149番1	令和5年7月1日	5年	70,130
みやま市瀬高町大廣園字武士町2149番2	令和5年7月1日	5年	30

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代用者の氏名及び主たる事務所の所在地

福岡市中央区天神四丁目10番12号
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構
理事長 鐘江 義広

4 農地の所有者等の情報

大木 修

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに福岡法務局柳川支局に補償金を供託してください

い。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は福岡法務局柳川支局において、補償金の還付を受けることができる。